

自治体向け補足資料

令和 6 年度 厚生労働省
老人保健事業推進費等補助金
(老人保健健康増進等事業分)

「海外現地と自治体等の連携による
外国人介護人材確保策に係る調査
研究事業」

令和 7 年 4 月

株式会社 NTT データ経営研究所



はじめに

(1) 背景・目的

- 現在、自治体における外国人介護人材の確保・定着は、重要な課題となっており、より積極的な取組が求められています。各自治体では、海外自治体等との覚書の締結や、人材の定着に関する独自の支援を講じる等、戦略的な人材獲得・確保に関する取組が進められています。
- 令和6年度に、厚生労働省老人保健健康増進等事業「海外現地と自治体等の連携による外国人介護人材確保策に係る調査研究事業」を実施し、全国の自治体を対象に、外国人介護人材の確保に関する実態調査（アンケート調査）や、戦略的な取組を行う自治体等へのヒアリング調査を実施しました。
- さらに、それらの調査を踏まえて、各自治体が海外現地に向けて戦略的な人材獲得・確保を進めるとともに、日本や介護職について効果的に発信していくことを目的として、自治体の皆様に活用いただくための海外向け発信資料を作成しました。
- 本資料では、海外向け对外発信資料の効果的な活用方法や、自治体が外国人介護人材獲得・確保に向けて海外現地との連携を行う上での参考情報を掲載しています。

本資料の対象

各都道府県・区市町村の外国人介護人材
受入れ主管課のご担当者様

(2) 海外向け対外発信資料の対象者、目的、使用方法

対象者

- 海外向け対外発信資料を用いて説明する側（日本）：
自治体、監理団体・登録支援機関、人材派遣会社 等
- 説明を受ける側（海外）
海外現地の中央・地方政府機関、教育機関、送出し機関、医療機関・介護施設等
※日本に対する解像度が低い国を想定

目的

- 自治体が、海外現地から直接人材を獲得するためのプレゼン資料
- 介護の魅力、業務内容、日本での活躍イメージなどを伝え、日本への介護人材の送出しを検討してもらうことを目的とした資料

使用方法

- 海外向け対外発信資料は、全編パワーポイント資料で提供いたします。
- その理由は、自治体の皆様が各自治体の実態に応じてスライドの追加・削除・更新をいただけるようにするためです。
- ぜひ、自治体独自の魅力等も盛り込みながらご活用ください。
- なお、日本語版と英語版の両方をご用意しています。

- 詳細版とダイジェスト版の2種類をご用意しています。

＜海外向け発信資料の詳細版とダイジェスト版 違いに応じてご活用ください＞

詳細版	ダイジェスト版
海外への説明内容を、網羅的に記載	海外への説明内容を、ポイントを絞って記載
スライド数：多（計43枚）	スライド数：少（計6枚）
ひとつとおり丁寧に説明したい場合	限られた時間で最低限必要な説明をしたい場合 ※詳細版から必要なスライドを自治体様にて追加するなど、カスタマイズいただけます。

（３）海外向け対外発信資料を使用する上で留意いただきたいこと

- これから海外に日本の介護について説明いただく際にご留意いただきたいポイントを QA 形式でまとめました。

本資料で詳しく解説している該当ページをすぐにご確認いただけるように、各ページのリンクも貼っています。

Q1. そもそも海外での介護需要はどうなっているの？

A1. 世界各国で高齢化は進んでおり、介護産業は一つのマーケットとして注目されています。

日本は世界有数の高齢社会ですが、いわゆる先進国以外の各国（介護人材の主な送出し国含む。）においても高齢化は進んでおり、今後世界中で介護産業の需要は高まることが予想されます。

- 本資料 p.11：[日本は世界有数の高齢社会](#)

Q2. 世界中で高齢化が進んでいるのであれば、介護職も世界中で増えているの？

A2. 必ずしも世界各国において高齢者のケアを介護職が担っているわけではありません。

国によっては、家族によるケアが中心で、日本の「自立支援」を理念とする介護が職業として確立していない、看護職が生活支援も担っている、といったケースもあります。

また、「社会的に人の世話をすること＝貧困層への手助けをすること」というイメージを持つ国もあります。

そのため、海外に対して日本における介護を説明する際には、具体的な場面（移動・食事の介護等）を出し、看護などの他の領域と対比させながら、丁寧に説明していく必要があります。

本資料では、介護の具体的な場面の説明の工夫（伝わりやすい表現・イメージしやすい写真の活用）、看護といった他領域との定義の違いを解説しています。

- 本資料 p.22～：[「日本の介護の仕事とは」自治体向け説明](#)

一方で、今後高齢化を迎える送出し国においても、近い将来介護人材が必要になることが見込まれます。

そのため、送出し国の人材が日本の介護を習得することは、いずれ彼らの母国において、介護人材の確保や養成・介護ビジネスの創出がしやすくなるといった利点がある、といったこともアピールできます。

Q3. あらゆる業界で人手不足の中、介護業界に外国人を呼び込むのは難しいのでは？

A3. 介護職ならではの魅力を適切に伝えましょう。

給料面だけではなく、資格取得や専門的なスキルを身に付けて自己実現できるのが介護職の魅力です。

海外では、国家資格を保有していることは一種のステータスとなります。そのため、資格の取得・技術の向上の両方に取り組めるという点は、日本の介護職・介護技術の大きなアピールポイントになります。

- 本資料 p.14：[介護技術はトップクラス](#)

さらに、日本で介護職として入職すると、日本国内でのキャリアアップを目指すことができるのはもちろんのこと、母国に帰国して活躍することも期待されます。

- 本資料 p.27：[日本での活躍のイメージ](#)

Q4. 介護分野での外国人受入れに関する国の最新情報はどこを確認すれば良い？

A4. 厚生労働省ホームページ（https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_28131.html）

制度に関する情報の他、介護事業者等向けガイドブックも掲載されていますので、自治体内の介護事業者様にもぜひご案内ください。

（４）海外向け対外発信資料の全体構成



【表紙】



【内容】1. 日本と XXX の魅力

- 基本情報
- 治安の良さ
- 平均寿命の高さ
- 外国人材の受入れ状況
- 自治体の紹介

➡自治体の紹介を自由に記載してください



【内容】2. 日本の介護分野の魅力

- 日本の高齢化状況・介護の需給状況
- 介護保険の仕組み
- 介護技術はトップクラス
- 介護人材の必要性
- 外国人介護人材の受入れ拡大
- 他国との比較



【内容】3. 日本の介護の仕事とは

- 日本における介護の場面、特徴
- 介護現場のイメージ（写真付き）

4. 日本で活躍する外国人介護人材

【内容】4. 日本で活躍する外国人介護人材

- 日本での活躍のイメージ
- 事例紹介
- 介護職員の1日のスケジュール
- 賃金
- 「Japan Care Worker Guide」の紹介

5. 生活環境とサポート体制

【内容】5. 生活環境とサポート体制

- 政府によるサポート
- 自治体によるサポート
 - ➡自治体独自のサポートがあれば自由に記載してください。
- 受入れ施設によるサポート
- 外国人介護人材の声（一例）

6. 受入れプロセスと条件

【内容】6. 受入れプロセスと条件

- 受入れの仕組み
- 自治体独自のプログラム
 - ➡自治体独自のプログラムがあれば追加してください。
- 日本での新しいキャリアに向けた後押しになるようなメッセージ

お問い合わせはこちらまで



【問合せ先】

- 各自治体の問合せ先を記載

目次

はじめに	2
(1) 背景・目的	2
(2) 海外向け対外発信資料の対象者、目的、使用方法	3
(3) 海外向け対外発信資料を使用する上で留意いただきたいこと	4
(4) 海外向け対外発信資料の全体構成	5
目次	7
1. 海外向け発信資料の説明編	8
(1) 「日本と XXX の魅力」自治体向け説明	9
(2) 「日本の介護分野の魅力」自治体向け説明	11
(3) 「日本の介護の仕事とは」自治体向け説明	22
(4) 「日本で活躍する外国人介護人材」自治体向け説明	27
(5) 「生活環境とサポート体制」自治体向け説明	33
(6) 「受入れプロセスと条件」自治体向け説明	35
2. 参考資料編	37
(1) 日本の自治体と海外の自治体との覚書の締結一覧	38
(2) 各自治体の取組紹介	39
(3) 海外現地との連携を目指す自治体向けの参考情報	41
おわりに	43
(1) 海外向け対外発信資料で使用了図・イラストの素材の引用元	43

1.海外向け発信資料の説明編

(1)「日本と XXX の魅力」自治体向け説明

① 基本情報

➤ 海外向け発信資料 p.4

日本の基本情報



- 海外向け発信資料では、日本の基本情報及び主な特徴を掲載しています。
- 主な特徴の一つに、経済規模の指標として、名目 GDP が世界 4 位であることを記載していますが、最新の GDP は、内閣府ホームページで確認できます。
 - ・ 出典：内閣府「年次経済財政報告（経済財政白書）」
 - ・ 掲載先（令和 3 年度）：
https://www5.cao.go.jp/j-j/wp/wp-je21/h06_hz010301.html

② 外国人材の受入れ

➤ 海外向け発信資料 p.6

外国人材の受入れ

・ 少子高齢化が進む日本では、労働者の確保のために国として積極的に外国人の受入れを進めています。



- 海外向け発信資料では、産業別・全在留資格合計の外国人材の受入れ推移を掲載しています。
- 少子高齢化が進む日本では、労働者の確保のために国として積極的に外国人の受入れを進めており、外国人労働者が増加しています。

<参考情報>

- 2024 年 6 月末の在留外国人数は、358 万 8,956 人（前年末比 17 万 7,964 人、5.2%増）で、過去最高を更新しています。
- 産業別、在留資格別の外国人材の受入れ状況の詳細は、法務省出入国在留管理庁ホームページで確認できます。
 - ・ 出典：令和 6 年 10 月 18 日法務省出入国在留管理庁「令和 6 年 6 月末現在における在留外国人数について」
 - ・ 掲載先（2024 年 6 月末現在）：
https://www.moj.go.jp/isa/publications/press/13_00047.html

③ XXX（自治体）の紹介

➤ 海外向け発信資料 p.8	■ XXX（自治体名）の紹介
----------------	----------------

- 各自治体の紹介を自由に記載していただくためのスライドです。

<作成にあたってのポイント>

- 以下の内容（例）は自治体の紹介としてぜひ盛り込んでください。
 - ・ 自治体の立地 ・ 地域の住環境 ・ 地域住民との交流機会
- 上記項目を盛り込んだ自治体紹介の記載例です。イメージが湧くように写真付きで解説できると良いでしょう。

XXX（自治体の紹介）【記載例】

1. 自治体の立地

（自治体の所在地をマップで示す）

- ・ 私たちの自治体は自然豊かな環境にあり、大都市へのアクセスも良好です。交通機関も発達していて、日常の移動がスムーズです。
- ・ 四季がはっきりしています。冬は雪が降るので、母国では経験できないスキーやスノーボードを体験できます。

2. 地域の住環境

- ・ 治安が良く、緑豊かで静かな住環境です。大型ショッピングモールや教育、医療施設も充実しています。

3. 地域住民との交流機会

- ・ 地域のイベントやボランティア活動を通じて、地元住民と交流する機会も多くあります。
- ・ 地域には国際交流の拠点があり、日本人以外にも様々な国の人たちと交流ができます。

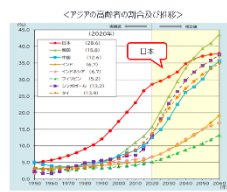
(2)「日本の介護分野の魅力」自治体向け説明

① 日本は世界有数の高齢社会

➤ 海外向け発信資料 p.10

日本は世界有数の高齢社会

・他国でも高齢化が進んでいますが、現在、日本の65歳以上の人口割合は、世界的にも非常に高い水準です。



- 海外向け発信資料では、日本は世界と比較して高い高齢化率を有していることを説明しています。

＜参考情報＞

- アジアでは、韓国・シンガポール等の一部の国でも今後日本を上回るスピードで高齢化が進むことが推定されています。
- 海外向け発信資料上は、アジア諸国との比較のみ示していますが、出典先の内閣府「令和 6 年版高齢社会白書」では、アメリカ合衆国やヨーロッパ諸国との比較も示した上で、日本の高齢化の進行の速さについても触れられています。
 - ・ 出典：内閣府「高齢社会白書」
 - ・ 掲載先（令和 6 年版）：
https://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2024/zenbun/06pdf_index.html
- 外国人介護人材の日本への主な送出し国の平均寿命
 （特定技能で受入れの多い上位 6 か国の平均寿命を記載しています。）
 - ・ 出典：2024 年 5 月 21 日 WHO「2024 年版の世界保健統計」
 - ・ 掲載先：<https://www.who.int/data/gho/whs-annex/>

日本	84.5 歳
中国	77.6 歳
ベトナム	73.8 歳
ネパール	70.0 歳
インドネシア	68.3 歳
ミャンマー	67.8 歳
フィリピン	66.4 歳

② 介護の市場規模は拡大中

➤ 海外向け発信資料 p.12

- ・介護業界の市場規模は年々拡大しており、今後さらに増えていく見込みです。



- ※介護事業は医療・保健の中に含まれています。

③ 高齢者を公的に支える仕組み

➤ 海外向け発信資料 p.13

高齢者を公的に支える仕組み

- ・ 日本には、介護が必要な人を公的に支えるための「介護保険制度」があります。
- ・ この制度によって、65歳以上の人は安心して暮らせる高い介護サービスを受けることができます。

	介護保険	医療保険
目的	介護サービスを受けるための費用の負担を軽減すること	医療や療養に必要となる医療費の負担を軽減すること
内容	介護の必要と認められること、介護サービスを受けるための費用の一部を保険が負担する	医療や療養に必要となる医療費の一部を保険が負担する
加入対象者	65歳以上の高齢者 40歳以上64歳以下で特定の病気を患っている人	日本に在るすべての日本人
自己負担割合	原則として1割負担 ※年齢や所得により軽減される	原則として3割負担 ※年齢や所得により軽減される

13

- 海外向け発信資料では、日本は社会保障制度が整い、介護は公的に受けられるものであることを説明しています。
- 日本で就労する外国人も、様々な制度も受けることができ、安心して就労できることを説明するためのスライドです。

<参考情報>

- 海外向けに説明をした際に、医療との違いについて問合せを受ける可能性もありますが、介護保険と医療保険の定義については、以下等を参考にしてください。
- 介護保険
 - ・ 出典：厚生労働省「介護保険制度の概要」
 - ・ 掲載先：
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/gaiyo/index.html
- 医療保険
 - ・ 出典：厚生労働省「我が国の医療保険について」
 - ・ 掲載先：
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/iryouhoken/iryouhoken01/index.html
 - ・ 出典：公益社団法人日本看護協会「医療保険制度の仕組みと特徴」
 - ・ 掲載先：https://www.nurse.or.jp/nursing/health_system/point/index.html
- 介護保険・医療保険の他、外国人労働者も一定の条件を満たすことで、日本国内で加入できる制度として、雇用保険や年金制度もあります。
- 外国人の方向けには、支払ったものは何かあったときのために役に立つということ、年金の脱退一時金のように一部返戻があるということも、補足としてお伝えできると良いでしょう。
- 年金の受給要件について
 - ・ 加入期間が10年以上である場合に、65歳から受け取ることができます。
- 年金の脱退一時金について
 - ・ 「日本国籍を有しない方が、国民年金、厚生年金保険（共済組合等を含む）の被保険者（組合員等）資格を喪失して日本を出国した場合、日本に住所を有しなくなった日から2年以内に脱退一時金を請求することができます。」（日本年金機構）
 - ・ 次のような場合も請求できます。

① 技能実習 1・2 号（3 年間） ⇒ 一時帰国 ⇒ 再入国 ⇒ 3 号（2 年間） ⇒ 再帰国

…技能実習 1 号・2 号・3 号の合計 5 年間分について請求することが可能。

- ②技能実習 1・2 号（3 年間）⇒一時帰国⇒再入国⇒特定技能 1 号（5 年間）⇒再帰国
…技能実数 1 号・2 号の合計 3 年間分と特定技能 1 号の 5 年間分について請求することが可能。

※老齢年金の受給資格期間（厚生年金保険加入期間等を合算して 10 年間）を満たしていないこと等が支給要件です。

※詳細は、日本年金機構のホームページをご確認ください。

- 掲載先：<https://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/seido/sonota-kyufu/dattai-ichiji/20150406.html>

④ 介護技術はトップクラス

➤ 海外向け発信資料 p.14

日本の介護技術はトップクラス

- 日本の介護職員は専門性が高く、世界でもトップクラスの介護技術を持っています。
- また、介護ロボット等の最先端機器を活用しており、世界でも先進的な介護を学ぶことができます。

専門性の高いスキルを身に習得できる

医師職や介護の国家資格を持った人材に囲まれて働くことで、専門的なスキルを身に習得することができます。

日本での経験をもとにキャリアアップできる

世界トップクラスの介護技術を持つ日本では経験を積み、帰国後もスキルアップが可能です。

最先端技術の習得ができる

日本の介護現場は介護ロボット等の最先端機器を活用しており、世界でも先進的な介護を学ぶことができます。



- 海外向け発信資料では、専門性・最先端技術・キャリアアップの 3 つの視点から、「日本の介護技術はトップクラス」であることを説明するためのスライドです。

海外では、国家資格を保有していることは一種のステータスと見られることがあります。そのため、資格の取得・技術の向上の両方に取り組めるという点は、日本の介護職・介護技術の大きなアピールポイントになります。

<参考情報>

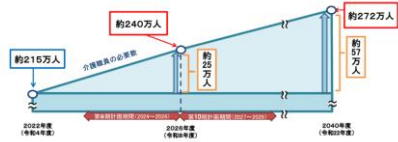
- 介護福祉士取得までの流れ
 - 出典：公益財団法人社会福祉振興・試験センター「受験資格（資格取得ルート図）」
 - 掲載先 URL：<https://www.sssc.or.jp/kaigo/shikaku/route.html>
- 介護ロボット・テクノロジーの開発分野
 - 出典：厚生労働省「ロボット技術の介護利用における重点分野」を改訂しました」
 - 掲載先 URL：https://www.mhlw.go.jp/stf/juutenbunya_r6kaitei_00001.html

⑤ 介護人材の必要性

➤ 海外向け発信資料 p.15

介護人材の必要性

- 少子高齢化により、介護の需要が増えているものの、介護をささえる人材が不足しています。
- 日本では2040年までに約57万人の介護人材が追加必要とされています。



年次	必要となる介護人材の人数 (推定)
2025年度	約215万人
2030年度	約240万人
2040年度	約272万人

出典：厚生労働省「第9回介護労働実態調査」基次介護職員の必要数に示す

- 海外向け発信資料では、高齢化で介護需要が増大する一方で、生産年齢人口の減少等に伴い介護人材が増えず、需給ギャップが拡大していることを説明しています。需給ギャップの拡大により、日本は外国人介護人材の受入れを進めており、雇用の機会が安定して確保されることを説明するためのスライドです。
- 需給ギャップについて、具体的には、厚生労働省による需給推計の結果、2040年の日本国内における介護人材の必要数が約272万人と推計されているのに対して、不足数は約57万人に拡大する見込みであることが示されています。
 - ・ 出典：厚生労働省「第9期介護保険事業計画に基づく介護職員の必要数について」
 - ・ 掲載先：https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_41379.html

<参考情報>

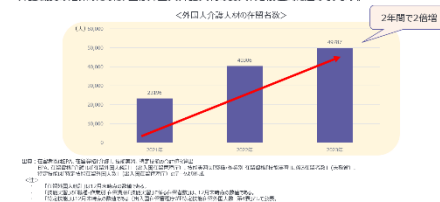
- 必要数に対する実際の介護職員数の動向
 - 厚生労働省が2024年12月に公表した「介護サービス施設・事業所調査」の結果では、2023年10月1日時点の各サービスの介護職員数は212.6万人でした。これまで介護職員数は年々増加していましたが、制度創設後初の減少となっています。
 - ・ 出典：厚生労働省「介護職員数の推移の更新（令和5年分）」
 - ・ 掲載先：https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_47882.html
- こうした人材の供給力が弱まっていく中、介護の需要、すなわち日本における高齢者全体に占める要介護者の割合は以下のとおり上昇しており、高齢化の進展とともに需給ギャップは今後も広がっていくことが推定されます。
 - 「要支援又は要介護の認定を受けた人の割合を見ると、65～74歳ではそれぞれ1.4%、3.0%であるのに対して、75～84歳では6.2%、12.1%、85歳以上では13.9%、44.9%となっており、75歳以上になると要介護の認定を受ける人の割合が大きく上昇」
 - ・ 出典：内閣府「高齢社会白書」
 - ・ 掲載先（令和6年版）：
https://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2024/html/zenbun/s1_2_2.html

⑥ 外国人介護人材の受入れ拡大

➢ 海外向け発信資料 p.16

外国人介護人材の受入れ拡大

- ・ 介護職員の確保のために、国は外国人介護人材の受入れを積極的に進めています。



- 海外向け発信資料では、国内の介護人材が不足する中で、外国人介護人材の受入れが積極的に進められていることを説明しています。
それでは、外国人介護人材の受入れはどの程度見込まれ、実際にどの程度入国しているのでしょうか。

<参考情報>

- 外国人介護人材の受入れ目標・見込み数（在留資格別）

- EPA 介護福祉士候補者：各国最大 300 人／年
 - ※ 国内労働市場への影響等を考慮して設定された受入れ最大人数。
 - ※ 送出し国は、インドネシア、フィリピン、ベトナム。
 - ・ 出典：厚生労働省「インドネシア、フィリピン及びベトナムからの外国人看護師・介護福祉士候補者の受入れについて 1. インドネシア、フィリピン及びベトナムからの受入れの概要」
 - ・ 掲載先：

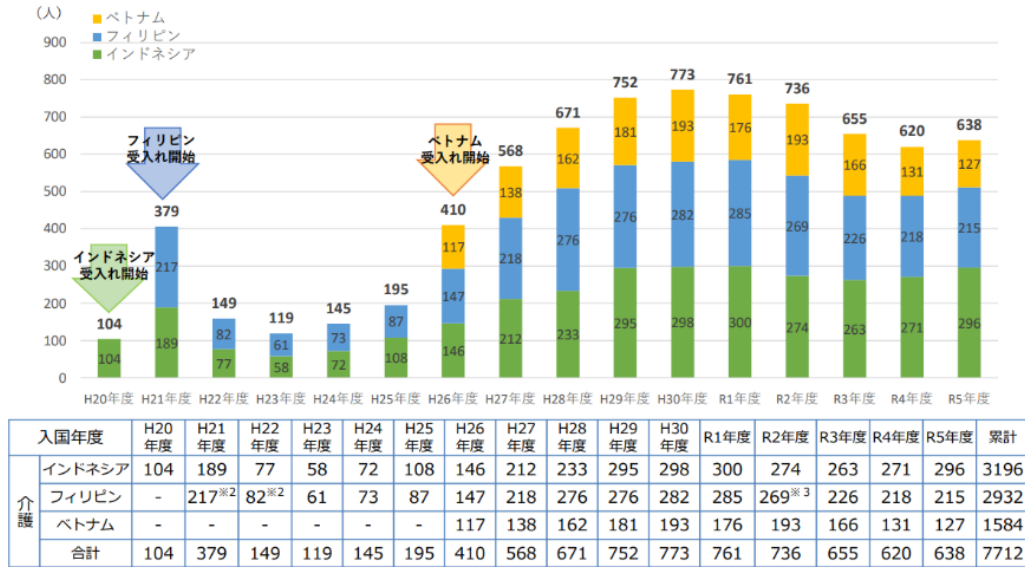
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/gaikokuji/other22/index.html
- 特定技能：2024 年度から 5 年間で 13.5 万人
 - ・ 出典：法務省「特定技能制度の受入れ見込数の再設定（令和 6 年 3 月 2 9 日閣議決定）」
 - ・ 掲載先：<https://www.moj.go.jp/isa/content/001417998.pdf>

● 外国人介護人材の実際の在留者数（在留資格別）

在留資格	在留者数
EPA 介護福祉士・候補者	在留者数 3,304 人：（うち資格取得者 476 人） ※2025 年 1 月 1 日時点
在留資格「介護」	在留者数：10,468 人 ※2024 年 6 月末時点
技能実習	在留者数：15,909 人 ※2023 年 12 月末時点
特定技能	在留者数：43,233 人 ※2024 年 11 月末時点・速報値

- ・ 出典：厚生労働省「令和 6 年度 全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料」
 - ・ 掲載先：https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_53678.html
- EPA 介護福祉士・候補者：
 - ・ 2025 年 1 月 1 日時点で在留者数 3,304 人（うち資格取得者 476 人）
 - ・ 近年、年間 600～700 名の間で推移

受入れ人数の推移（介護福祉士候補者）
 （E P Aに基づく看護師・介護福祉士候補者の累計受入れ人数は9,000人超。）



※1 国内労働市場への影響等を考慮して設定された受入れ最大人数について、看護師候補者は、各国200人/年（インドネシア、フィリピンについては、受入れ開始当初は2年間で400人）。介護福祉士候補者は、各国300人/年（インドネシア、フィリピンについては、受入れ開始当初は2年間で600人）。
 ※2 就学コースを含む（人数は平成21年度27人、平成22年度10人で計37人。平成23年度以降は送り出しが行われていない。）。
 ※3 令和2年度フィリピン候補者は、新型コロナウイルス感染症の影響により、日本語研修免除者を除き令和3年5月に入国。

- ・ 出典：厚生労働省「経済連携協定（E P A）に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者の受入れ概要」
- ・ 掲載先 URL：
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/gaikokujin/other22/index.html

➤ 留学生：

- ・ 2024 年度時点で入学者数 3,054 人
- ・ 2024 年度日本人入学者数の 3,084 人とほぼ同じ規模に

2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
591 人	1,142 人	2,037 人	2,395 人	2,189 人	1,880 人	1,802 人	3,054 人

- ・ 出典：公益社団法人介護福祉士養成施設協会「介護福祉士養成施設の入学定員充足状況等に関する調査」
- ・ 掲載先：<https://kaiyokyo.net/news/2024/001503/>

➤ 在留資格「介護」：

- ・ 2024 年 6 月末時点で在留者数 10,468 人
- ・ 2017 年の創設以来、継続して増加

2017 年 12 月	2018 年 12 月	2019 年 12 月	2020 年 12 月	2021 年 12 月	2022 年 12 月	2023 年 12 月	2024 年 6 月
18 人	185 人	592 人	1,714 人	3,794 人	6,284 人	9,328 人	10,468 人

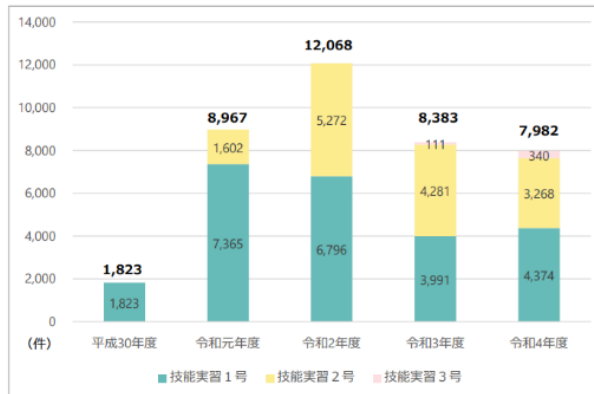
- ・ 出典：法務省 出入国在留管理庁「在留外国人統計（旧登録外国人統計）統計表」
- ・ 掲載先：https://www.moj.go.jp/isa/policies/statistics/toukei_ichiran_touroku.html

➤ 技能実習：

- ・ 2024 年 12 月末時点で在留者数 15,909 人
- ・ 技能実習第 1 号の認定数は、2020 年度をピークに毎年 4,000 件程度

介護職種の技能実習計画の新規認定件数の推移

- 介護職種の技能実習計画の新規認定件数は、認定を開始した平成30年度以降の5年間で累計3万9,000件ほど。
- 令和2年度の1万2,068件をピークに毎年8,000件程度の認定がある。
- 第3号の技能実習計画の認定件数は500件弱となっている。



	H30 年度	R元 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	(参考) 累計
1号	1,823件	7,365件	6,796件	3,991件	4,374件	24,349件
2号	0件	1,602件	5,272件	4,281件	3,268件	14,423件
3号	0件	0件	0件	111件	340件	451件
合計	1,823 件	8,967 件	12,068 件	8,383 件	7,982 件	39,223件

※ 数値は技能実習機構から提供された認定計画一覧について、厚生労働省が令和5年7月13日時点でまとめたもの。
 ※ 当該データは新規で認定された計画件数を表すものであり、実際に在留・就労する人数と異なることに留意が必要。
 また、認定後の計画変更等については反映されていない。
 ※ 技能実習3号で外国人を受け入れる企業と監理団体は、それぞれ優良な実施者、優良な監理団体の認定を受ける必要がある。

(出典) 厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室 作成
12

- ・ 出典：厚生労働省「第1回外国人介護人材の業務の在り方に関する検討会」資料2
- ・ 掲載先：https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_34303.html

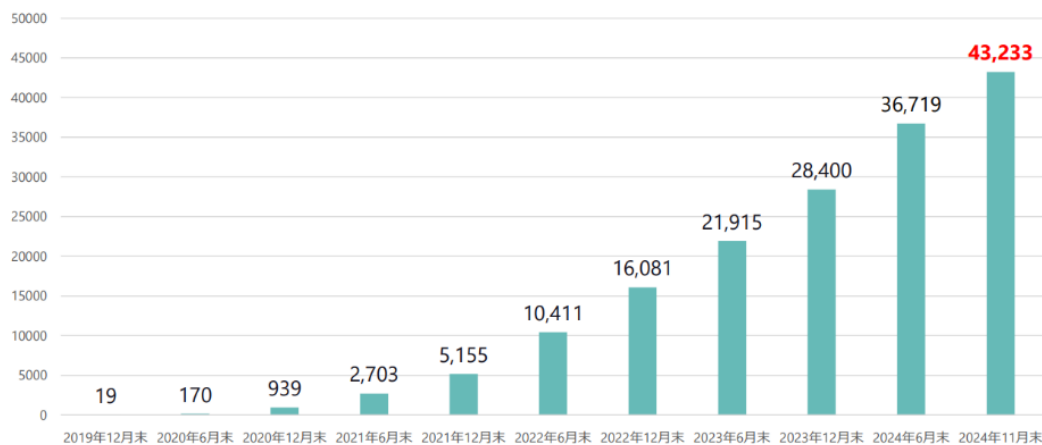
- ・ なお、技能実習制度は今後発展的に解消し、人材育成と人材確保を目的とする育成就労制度を新たに創設されます。
 - ・ 出典：法務省出入国管理庁「育成就労制度・特定技能制度 Q&A」
 - ・ 掲載先：https://www.moj.go.jp/isa/applications/faq/ikusei_qa_00002.html

➤ 特定技能：

- ・ 2024 年 11 月末時点で在留者数 43,233 人
- ・ 受入れ開始以降継続的に増加

介護分野の特定技能外国人在留者数の推移

- 介護分野の特定技能外国人在留者数は、受入を開始した2019年以降、継続して増加。
- 直近の2024年11月末の在留者数は約4万3千人であり、過去最多となっている。



(出典) 出入国在留管理庁公表データを元に厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室が作成。

- ・ 出典：厚生労働省「令和6年度 全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料」
- ・ 掲載先：https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_53678.html

● 外国人介護人材の介護福祉士合格率

現地への案内に当たり介護福祉士の難易度について聞かれた際には、以下の情報をもとに各自治体にて適切に対応いただくようお願いいたします。

➤ EPA 介護福祉士の合格率：直近の結果では、4割程度（43.8%）

- ・ 出典：厚生労働省「介護福祉士国家試験におけるE P A介護福祉士候補者の試験結果」
- ・ 掲載先：https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_38923.html

➤ 養成施設ルートの留学生受験者の合格率：直近の結果では、4割弱（37.6%）

2021年（第33回）から、養成施設別合格率が公表されました。留学生の内訳も確認できます。

第33回(2021年)	第34回(2022年)	第35回(2023年)	第36回(2024年)
34.1%	25.1%	46.3%	37.6%

➤ 実務経験ルートの技能実習受験者の合格率：直近の結果では、5割弱（47.0%）

➤ 実務経験ルートの特定技能1号受験者の合格率：直近の結果では、4割弱（38.5%）

2024年（第36回）から、技能実習と特定技能1号の合格率が公表されました。

- ・ 出典：厚生労働省「介護福祉士国家試験合格発表」の「（参考資料）第36回介護福祉士国家試験 養成施設等別合格率」
- ・ 掲載先（令和5年度実施第36回）：
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_38897.html

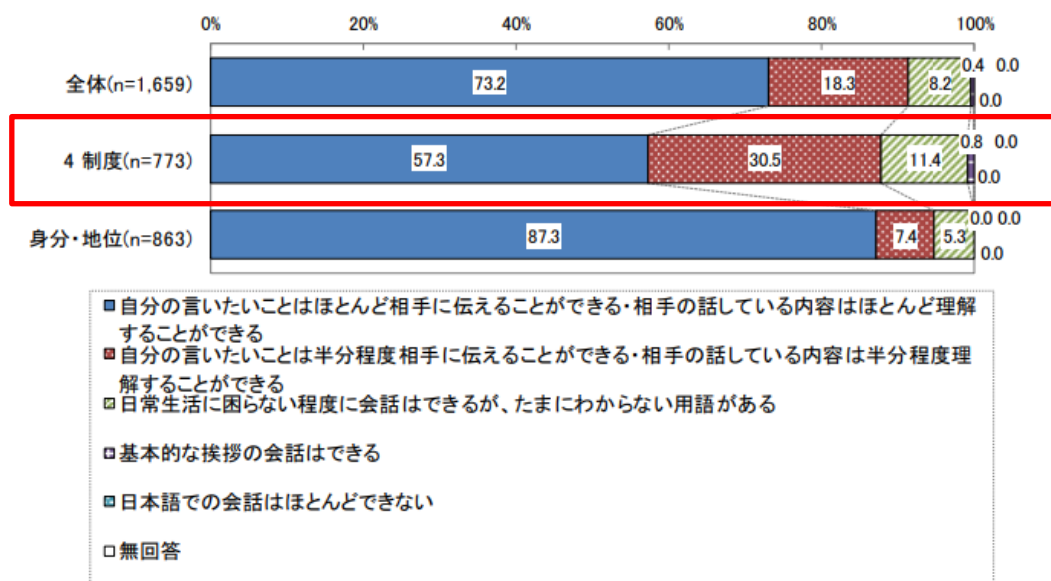
● 外国人介護福祉士の登録者数

➤ 外国籍の介護福祉士登録者数

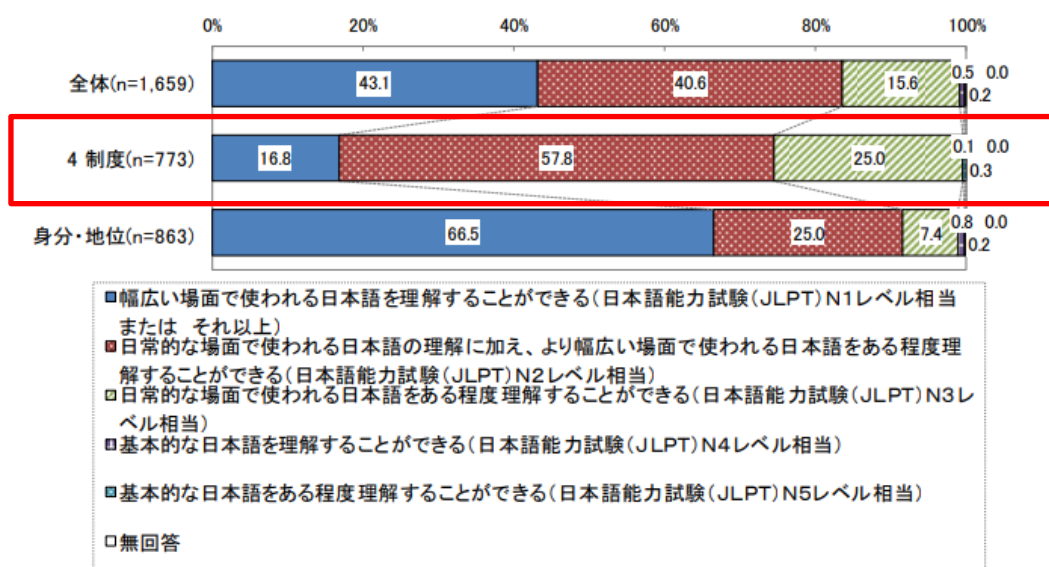
- ・ 2023年8月末時点で登録者数18,915名

- 登録者数の在留資格別内訳は公表されていませんが、内5～6割程度が4制度（特定活動、在留資格「介護」、技能実習、特定技能）と考えられています。（報告書 p.94）
- 介護福祉士に合格・登録時の日本語能力は、以下の通りです。（報告書 p.33,34）

図表 39 Q10-1-5. 【合格者】合格・登録時の日本語での会話力



図表 40 Q10-1-6. 【合格者】合格・登録時の日本語の文章力



- 出典：株式会社 NTT データ経営研究所「令和 5 年度厚生労働省 老人保健事業推進費等補助金 老人保健健康増進等事業外国人介護福祉士の活動実態に関する調査研究事業」
- 掲載先：https://www.nttdata-strategy.com/roken/report/index.html#r05_91

⑦ 他国との比較

➤ 海外向け発信資料 p.17

他国との比較

・日本は世界と比較しても外国人介護人材の受入れ体制を積極的に整えています。

日本は、数人の一応に
からなる体制を整えています。

	日本	台湾	ドイツ	カナダ
政府による入国許可・制度の代表例	・技能実習 ・留学 ・特定技能 ・在留資格「介護」 (特別在留資格)	なし	Hofmann-Weinmann 制度 (HWM)	ホーム・リポート・ プログラム 制度 (HSPW)
介護職種の有無	有無あり	無し (介護職)	有り (介護職)	有り (介護職)
英語・書面などの条件	日本人と同様条件・ 日本語の能力	台湾人より少ない	ドイツ人と同条件	英米の最低基準に 相当
学習に関する支援	学習支援有り	学習支援なし	学習支援有り	学習支援有り

出典：
厚生労働省 外国人労働者に対する労働条件の改善（外国人労働者の労働条件の改善）（海外に於ける外国人労働者の
労働条件の改善に関する調査報告書）（外国人労働者の労働条件の改善）（海外に於ける外国人労働者の労働条件の改善）

17

- 海外向け発信資料では、国制度・資格・労働条件・学習に関する支援等についての各受入れ国との比較表を掲載しています。

各国の詳細については、以下をご確認ください。

- ・ 出典：株式会社 NTT データ経営研究所「令和 5 年度厚生労働省 老人保健事業推進費等補助金 老人保健健康増進等事業海外における外国人介護人材獲得に関する調査研究事業」報告書
- ・ 掲載先：https://www.nttdata-strategy.com/roken/report/index.html#r05_94

<参考情報>

- 賃金については、地域や受入れ先の施設・事業所により異なりますので、各自治体で実態に即して説明いただくようお願いいたします。
- 説明いただく際には、本資料 p.30「[賃金について](#)」をご参照ください。

(3)「日本の介護の仕事とは」自治体向け説明

① 日本における介護とは

➤ 海外向け発信資料 p.19



- 海外向け発信資料では、日本における介護の定義について、分かりやすく説明しています。

<参考情報>

- 介護保険制度の目的は、介護保険法の第1条に示されています。条文は、本資料 p.23「[介護の特徴](#)」の参考情報内にも掲載しています。

② 介護の場面

➤ 海外向け発信資料 p.20



- 海外向け発信資料では、介護の各場面について、イメージがわかりやすいように写真付きで説明しています。
- 中央に「コミュニケーション」とありますが、あらゆる介護行為には、挨拶、体調の確認、説明と同意が含まれ、日本語でのコミュニケーションが基本となります。技能実習の実施計画にも明記されています。
 - ・ 参照元：厚生労働省「技能実習実施計画(モデル例)」
 - ・ 掲載先：
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/global_cooperation/002.html
- それぞれの場面の説明
- 移動の介護：利用者が安全に移動できるようにサポートすることです。具体的には、日常生活において、食事や排泄、入浴等で、必要な場所への移動を支援します。
- 食事の介護：利用者が安全に食事を摂取できるようにサポートすることです。具体的には、配膳後の食器から口に入れるまでの行為の支援、えん下（飲み込むこと）の見守り等※を行います。
（※食事摂取の介助には、経管栄養の際の注入行為や中心静脈栄養も含まれます。）
- 排泄の介護：利用者が安心して排泄を行えるようにサポートすることです。具体的には、ズボン・パンツの上げ下げ、清拭、トイレの水洗といった一連の行為の支援や、オムツ交換、排泄環境の整備などを支援します。
- みじたくの介護：利用者が日常生活で身だしなみを整えるための支援を行うことです。具体的には、歯磨き、洗顔、髪のブラッシング、衣服の着脱などを支援します。

- 入浴・清潔保持の介護：利用者が清潔を保てるようにサポートすることです。具体的には、浴室内での洗身、つめ切りなどを支援します。
- 家事の介護：利用者が日常生活を円滑に過ごせるよう、家事を支援することです。具体的には、買い物、炊飯などの簡単な調理を支援します。
 - ・ 参照元：厚生労働省「認定調査員テキスト 2009 改訂版（令和 6 年 4 月改訂）」
 - ・ 掲載先：
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/nintei/index.html

③ 介護の特徴

➤ 海外向け発信資料 p.21

日本の介護の特徴

01 尊厳の保持

その人の価値観や自分らしさを保ちながら、他者と同じように尊重されること

+

02 自立支援

介護によるサポートを受けることで、その人らしい自立した日常生活を継続すること

<介護と看護の違い>
 看護は医師の指示に基づき、病気や怪我がある人の治療のサポートを行います。
 一方で、介護は日常生活に支援が必要な人の生活のサポートを行います。

- 海外向け発信資料では、日本の介護の特徴について、基本理念である「尊厳の保持」・「自立支援」の観点から説明しています。

<説明にあたってのポイント>

- 特に「自立支援」、すなわち利用者の自立に向けて「できること」・「できないこと」を見極め、「できること」は利用者が引き続き自分自身でできるように支援していく、という考え方は、外国の方からの理解が得にくい場合もあります。なぜなら、国によっては「全てしてあげることが良いこと」という価値観を持つ国もあるためです。国による価値観の違いに注意しながら説明しましょう。
- 介護は「生活のサポート」を行うものであることを説明しています。国によっては、雇用創出の観点から、支援行為ごとに担当が分かれた分業制となっています。そのため、利用者の状況を注視し生活全体を支えるために何が必要かを考え、必要に応じて他サービスや他職種と連携していく必要性も説明できると良いでしょう。

- さらに、資料上、初めて介護の定義を聞いた外国人の方が混同しやすいと考えられる「看護」との比較（日本における考え方）について説明しています。

<参考情報>

- 海外向け資料では分かりやすい表現を用いていますが、介護保険制度の目的や看護の定義は以下のように示されています。
- 介護
 「加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図る」

- ・ 出典：介護保険法第 1 条

➤ 看護：

「看護とは、保健医療システムに不可欠な要素であり、あらゆる保健医療の場とコミュニティにおける、健康増進、疾病予防及びあらゆる年代の身体的、精神的に病気を有する人々や障害を有する人々へのケアを包含する」

- ・ 出典：日本看護協会公式ホームページ

- ・ 掲載先：

<https://www.nurse.or.jp/nursing/international/icn/document/definition/index.html>

- その他、補足として「病院」・「障害者」の定義については以下のとおりです。

➤ 病院の定義

- ・ 医療法第 1 条の 5

「医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であつて、二十人以上の患者を入院させるための施設を有するもの」

（十九人以下の患者を入院させるための施設は「診療所」といいます。）

➤ 障害者の定義

- ・ 障害者基本法第 2 条

「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害」

また、「障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」が障害者であると定義されています。

さらに、「障害者差別解消法」では、行政機関等や事業者に対して、障害者への「障害を理由とする不当な差別的取扱い」を禁止するとともに「合理的配慮の提供」を求めています。

④ 介護現場のイメージ（施設）

➤ 海外向け発信資料 p.22

■ 介護現場のイメージ（施設）

施設サービス

・ 高齢者が入居する施設で、食事・入浴・排泄などの日常生活も支援し、専門的なケアを提供する仕事です。



- 海外向け発信資料では、介護現場のイメージ（施設）について、イメージがわきやすいように写真付きで説明しています。

<参考情報>

- 外国人の受入れ対象となっている施設サービス一覧

➤ 白：対象、緑：一部対象

※介護の他、児童・障害生活保護等も受入れ対象となっています。

※2025 年 4 月より、一定の条件を満たす場合において、訪問介護等訪問系サービスの従事が認められています。詳細は後述する本資料 p.26～「[訪問系サービスの取扱いについて](#)」をご確認ください。

対象施設		
【介護福祉士国家試験の受験資格要件において「介護等の業務」の実務経験として認める施設のうち、技能実習の対象になるものであって、現行制度において存在するものについて、整理したもの】（白：対象 緑：一部対象）		
児童福祉法関係の施設・事業	老人福祉法・介護保険法関係の施設・事業	指定介護予防特定施設入居者生活介護
児童発達支援	第1号通所事業	指定地域密着型特定施設入居者生活介護
放課後等デイサービス	老人デイサービスセンター	サービス付き高齢者向け住宅※3
障害児入所施設（※指定発達支援医療機関を含む。）	指定通所介護	第1号訪問事業
児童発達支援センター	指定地域密着型通所介護（指定療養通所介護を含む）	指定訪問介護
居宅訪問型児童発達支援	指定認知症対応型通所介護	指定夜間対応型訪問介護
保育所等訪問支援	指定介護予防認知症対応型通所介護	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護
障害者総合支援法関係の施設・事業	老人短期入所施設	生活保護法関係の施設
居宅介護	指定短期入所生活介護	救護施設
重度訪問介護	指定介護予防短期入所生活介護	更生施設
同行支援	養護老人ホーム※1	その他の社会福祉施設等
行動支援	特別養護老人ホーム（指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設）	地域福祉センター
療養介護	軽費老人ホーム※1	隣保館デイサービス事業
生活介護	有料老人ホーム※1	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
短期入所	指定小規模多機能型居宅介護※2	ハンセン病療養所
重度障害者等包括支援	指定介護予防小規模多機能型居宅介護※2	原子爆弾被爆者養護ホーム
障害者支援施設	指定看護小規模多機能型居宅介護※2	原子爆弾被爆者デイサービス事業
自立訓練	指定訪問入浴介護	原子爆弾被爆者ショートステイ事業
就労移行支援	指定介護予防訪問入浴介護	労災特別介護施設
就労継続支援	指定認知症対応型共同生活介護	病院又は診療所
共同生活援助（グループホーム）（外部サービス利用型を除く）	指定介護予防認知症対応型共同生活介護	病院
移動支援事業	介護老人保健施設	診療所
地域活動支援センター	介護医療院	
福祉ホーム	指定通所リハビリテーション	
訪問入浴サービス	指定介護予防通所リハビリテーション	
	指定短期入所療養介護	
	指定介護予防短期入所療養介護	
	指定特定施設入居者生活介護	

※1 特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型特定施設入居者生活介護を除く）、介護予防特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護を除く）、地域密着型特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型地域密着型特定施設入居者生活介護を除く）を行う施設を対象とする。
 ※2 訪問系サービスに従事することは除く。
 ※3 有料老人ホームとして要件を満たす施設のみ、有料老人ホームに該当するものとして対象とする。

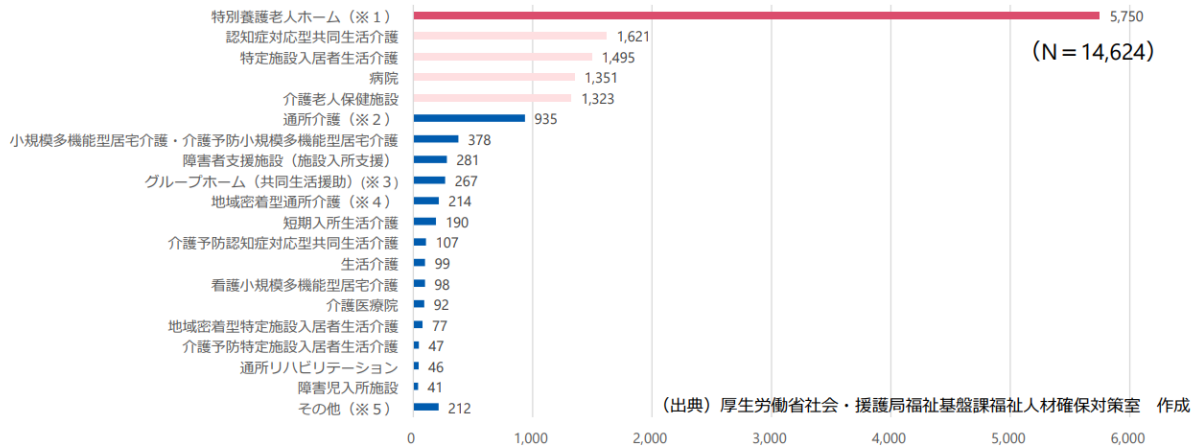
- ・ 出典：厚生労働省「外国人介護人材への訪問系サービスへの従事について」
- ・ 掲載先：https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_56271.html

● 外国人が多く就労している施設サービス

- ・ 技能実習や特定技能では、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）で就労する人が最も多いです。
- ・ 出典：厚生労働省第1回外国人介護人材の業務の在り方に関する検討会 資料2 基礎資料
- ・ 掲載先：https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_34303.html

介護の特定技能外国人の受入施設・事業所の類型

- 介護の特定技能外国人は、特別養護老人ホームで最も多く受け入れられている。
- 次いで、認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護、病院、介護老人保健施設の順で実習が行われており、上位5施設・事業所で約8割となっている。



(注) 数値は公益社団法人国際厚生事業団から提供された介護の特定技能協議会の入会申請状況から、厚生労働省が令和5年7月13日時点で編集したもの。

※1「特別養護老人ホーム」には指定介護老人福祉施設(地域密着型介護老人福祉施設)も含む。

※2「通所介護」には老人デイサービスセンターを含む。

※3「グループホーム(共同生活援助)」は外部サービス利用型を除く。

※4「地域密着型通所介護」には指定療養通所介護を含む。

※5「その他」は、件数の少ない施設・事業の類型をまとめたもの。具体的には介護予防短期入所療養介護、福祉ホーム、介護予防認知症対応型通所介護、地域福祉センター、児童発達支援、自立訓練、就労移行支援、指定発達支援医療機関、放課後等デイサービス、療養介護、第1号通所事業、短期入所、介護予防短期入所生活介護、就労継続支援、老人短期入所施設、診療所、看護施設、認知症対応型通所介護が含まれている。

22

⑤ 介護現場のイメージ(在宅)

➤ 海外向け発信資料 p.23

介護現場のイメージ(在宅)

訪問系サービス
・利用者の自宅を訪問し、日常生活の支援を行い、住み慣れた環境での生活をサポートします。



※2025年4月現在、一定の条件を満たす場合のみ、訪問系サービスに従事できる場合があります。

- 海外向け発信資料では、介護現場のイメージ(在宅)について、イメージがわかりやすいように写真付きで説明しています。

<参考情報> 訪問系サービスの取扱いについて

- 2025年4月現在、本人及び受入事業所が一定の条件を満たす場合は、技能実習や特定技能の枠組みで働く外国人であっても、訪問系サービスの業務へ従事することが認められました。
- 技能実習は令和7年4月1日、特定技能は令和7年4月中の施行が予定されています。
 - * 介護保険の訪問介護、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型サービス等を指します。
- 外国人本人への要件：

介護職員初任者研修課程等を修了し、介護事業所等での実務経験等(※)を有する技能実習生及び特定技能外国人。(※ 介護事業所等での実務経験が1年以上あることを原則とする。)
- 受入事業所への要件

①外国人介護人材に対し、訪問介護等の業務の基本事項等に関する研修を行うこと。

- ②外国人介護人材が訪問介護等の業務に従事する際、一定期間、責任者等が同行する等により必要な訓練を行うこと。
- ③外国人介護人材に対し、訪問介護等における業務の内容等について丁寧に説明を行いその意向等を確認しつつ、キャリアアップ計画を作成すること。
- ④ハラスメント防止のために相談窓口の設置等の必要な措置を講ずること。
- ⑤外国人介護人材が訪問介護等の業務に従事する現場において不測の事態が発生した場合等に適切な対応を行うことができるよう、情報通信技術の活用を含めた必要な環境整備を行うこと。

- ・ 出典：厚生労働省「外国人介護人材の訪問系サービスへの従事について」
- ・ 掲載先：https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_56271.html

(4)「日本で活躍する外国人介護人材」自治体向け説明

① 日本での活躍のイメージ

➤ 海外向け発信資料 p.25

- 海外向け発信資料では、日本での活躍イメージをイラスト付きで説明しています。
- 日本における専門技術の習得や国家資格の取得などを通して、スキルを広げることができる点をアピールするためのスライドです。

<参考情報>

- 家族帯同が可能な外国人介護人材の在留資格
 - ・ EPA 介護福祉士、在留資格「介護」・「留学」

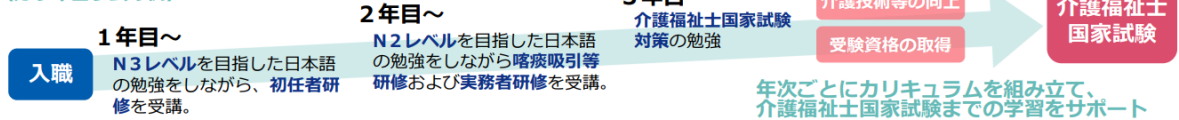
※なお、いずれの場合も家族帯同で滞在できる家族は、在留外国人が扶養する配偶者・子となります。親やその他の親族は帯同できません。

 - ・ 出典：法務省出入国在留管理庁 在留資格「家族滞在」
 - ・ 掲載先：<https://www.moj.go.jp/isa/applications/status/dependent.html>
- 外国人が自国にいながらオンラインで日本の学習コンテンツを使用できる点は、アピールポイントになります。
- キャリアアップを支援する事例の紹介
 - ・ 出典：厚生労働省「令和6年度 全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料」
 - ・ 掲載先：https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_53678.html
 - ・ 以下の2事例以外にも掲載されておりますので、ご確認ください。

外国人介護人材が初任者研修を受講等によりキャリアアップを目指す事例 ～有限会社ウエハラ：年次ごとにカリキュラムを組み立て、介護福祉士国家試験までの学習をサポート～

- 介護福祉士国家資格の取得を希望する特定技能の外国人介護職員に対し、年単位のカリキュラムを立て支援を実施。
- 事業所のシステムとして日本語や国家試験対策の勉強を支援するとともに、初任者研修・喀痰吸引等研修・実務者研修を法人内で実施し、受講させる仕組みを整備。
- 施設内においては、業務時間内での授業の実施や添削指導によるフォローアップを実施するとともに、登録支援機関による定期的な面談・相談受付を行うことによりメンタルヘルスクアを行うている。

(カリキュラムの例)



(サポートのイメージ)

外国人職員（特定技能）

“日本語があまりできないので、利用者さんと話す時、何をしたいかわからないことがあり悔しい”
“（研修は）介護の専門用語が出てきたり、法律の話もあるので少し難しい”

学習支援・生活支援等のサポート

- 介護技術やコミュニケーションスキルの向上
“最初は周りの職員から指示を受けて働いていたが、初任者研修を受けていただくことで自分がやっている介護業務をより深く理解してもらえたため、普段の会議での発言からも、行動に意味を持って働くことができています”（施設担当者）
- 介護福祉士資格取得に向けた意欲の向上
“国家試験に合格し、子供を日本に連れてきて、日本で長く働きながら一緒に暮らしたい”（外国人職員）

受入れ施設

国家資格試験合格に向けた学習支援や研修受講支援

- 学習機会・時間の確保等による学習支援
 - ・業務時間内で授業（外部講師）を実施（基本週1回）
 - ・宿題を出し、添削は法人内の日本人職員がすることもある
- 法人内での実務者研修等の実施と受講のフォローアップ
 - ・外国人職員の授業の理解度はこまめにチェックしながらサポート
 - ・全ての研修は日本語で実施。

登録支援機関

メンタルヘルスクアなどの生活面の支援

- 法人と外国人職員との調整役
 - ・2か月に1回ほど外国人職員と面談
 - ・法人や施設に言いにくいこと等の相談に対応

※ 当事例は、介護分野における特定技能協議会事務局が発行した「介護分野における特定技能協議会メールマガジン第6号（令和5年7月31日発行）」に掲載された内容を元に、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室が作成したもの。

外国人介護人材が初任者研修を受講等によりキャリアアップを目指す事例 ～海外介護士育成協議会（のぞみグループ）：監理団体としての入国前後のシームレスな教育支援の実施～

- 技能実習生の入国前に日本語のコミュニケーション能力を上げるため、160時間の介護研修を実施。
- 入国後、2か月間の集団講習を実施。そのなかでコミュニケーション能力を高める日本語教育と、介護職員初任者研修を実施。
- さらに、就労開始後も個々の能力や希望に応じて、介護技能評価試験や介護福祉士国家試験に向けた対策プログラムを提供している。

海外介護士育成協議会（のぞみグループ）の事例



② 活躍事例

- 3つの事例を紹介していますが、特に各事例のアピールポイントをご紹介します。

➤ 海外向け発信資料 p. 26 事例 1 Jenni インドネシア出身 2012年 看護大学卒業後、EPA介護福祉士候補者として来日。その後、帰国を経て、2019年に技能実習生として再来日。 所属先：特別養護老人ホーム  看護の資格も目指したい 介護の仕事は、利用者と一緒にコミュニケーションができる仕事で、自分に合っていると感じます。大学で看護を学んでいたのでも、将来は看護の資格を取りたいと考えています。介護の資格を取った後も施設で働きたいです。  3度目の国家試験で合格 一度不合格でしたが、どうしても介護の仕事がやりたかったので、結婚、出産を経て再来日。試験の勉強はとて大変でしたが、施設のサポートのおかげで3度目の受験で合格しました。1年前資格「介護」にしたいため、インドネシアから家族を呼び寄せることができました。	【アピールポイント】 ・ 複数回の国家資格の受験を施設がサポート ・ 在留資格「介護」に切り替えたことで家族を呼び寄せる
➤ 海外向け発信資料 p. 27 事例 2 Khan パキスタン出身 母国で土木系の専門学校を卒業後、2019年に建設分野の技能実習生として来日。日本の文化や生活に対する興味、介護への関心を抱いていたため、介護の道に進路を決めた。2022年に「特定技能（介護分野）」に切り替え、都内の有料老人ホームにて勤務。介護福祉士を目指している。 所属先：有料老人ホーム  介護の魅力とやりがい 介護は、これからの時代に欠かせない大切な仕事です。給与の面だけでなく、困っている利用者をサポートし、その笑顔を見ることが大きな魅力です。さらに、介護分野では、国籍に関係なくリーダーになるチャンスがあります。私も将来、リーダーとして活躍できるよう努力しています。  休日にも充実しています 建設業と比較して、介護職の方が休みが取りやすく、プライベートも充実しています。介護の仕事は始めてからは、休日に介護福祉士の勉強をしたり、電車を出かけて買い物や散歩、スポーツ観戦を楽しんでいます。仕事とプライベートのバランスがとれて、毎日がより楽しくなりました。	【アピールポイント】 ・ 建設業（技能実習）から介護（特定技能）に転職
➤ 海外向け発信資料 p. 28 事例 3 Hanh ベトナム出身 2016年来日。日本語学校、介護福祉士専門学校を卒業後、施設系サービスに勤務。現在の会社に転職して訪問系サービスに従事する。現在は、管理職を務める。 所属先：定時巡回・随時対応型訪問介護看護  働きやすい職場 現在の職場は、高い給与とテクノロジーの導入による働きやすい環境が魅力です。訪問系サービスでは、日本の文化に馴染みやすい働き方、施設に比べて柔軟な勤務時間や経費です。そのため、利用者に関わることが多く、日々の仕事に大きな充実感を感じています。  管理職として大きなやりがい 自宅で過ごしたい高齢者を支えるため、訪問系サービスに転職しました。利用者に一人ずつ訪問するため、最初の数か月は先輩と同行し、利用者の生活や介護業務を学ばせました。新規の事業所が立ち上がる時は、地域の開発にも関わります。現在は管理職として働いています。	【アピールポイント】 ・ 高い給与とテクノロジーの導入で、外国人の継続的な就労と育成をサポート ・ 訪問系サービスの管理職として就労

<参考情報>

- 対外発信資料で掲載している事例以外にも、外国人介護人材の方が活躍される事例は沢山あります。参考までに、介護福祉士として活躍する事例、施設長等の管理職になっている事例をご紹介します。
- 全国で活躍する 10 名の介護福祉士
「専門性を活かして在留資格「介護」で働く 外国人介護職員活躍事例集」
<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/001118251.pdf>
- 福岡県 地域密着型介護老人福祉施設 施設長（留学で来日）
[日本で介護施設長になったネパール人 最初は「なんしょうと？」にとまどった - RKB オンライン](#)
- 大阪府 特別養護老人ホーム 副施設長（EPA で来日）
[外国人介護福祉士 マリシェルさん 新設特養の副施設長に就任 - ケアニュース by シルバー産業新聞 | 介護保険やシルバー市場の動向・展望など幅広い情報の専門新聞](#)

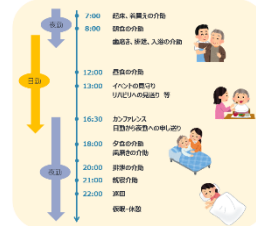
③ 介護職員の1日のスケジュール

➤ 海外向け発信資料 p.29

介護職員の1日のスケジュール

・介護は24時間365日稼働しているため、複数の職員がシフト制で働いています。

・在留資格や就労する施設によって、夜勤を担当する場合があります。夜勤の場合は、夜勤手当が支給され、基本的に上乗せされます。



- 海外向け発信資料では、介護職員の1日のスケジュールのイメージを掲載しています。

<参考情報>

- 夜勤について
外国人介護人材については、在留資格により条件を満たせば夜勤が可能となっています。介護労働実態調査によると、「職員の勤務先で分類した介護サービス系型別でみると、深夜勤務が「ある」のは、施設系（入所型）は 67.0%、施設系（通所型）は 12.7%、居住系は 70.2%となっている」
・ 出典：介護労働実態調査「介護労働実態調査」のうち「介護労働者の就業実態と就業意識調査報告書」
・ 掲載先：<https://www.kaigo-center.or.jp/report/jittai/>
- 「24 時間 365 日稼働している」と説明すると「大変そう」と思われる方もいますが、休暇はしっかりとれることを説明しましょう。日本介護福祉士会のインタビュー調査によると、「インタビューした全ての施設・事業所で一時帰国することを推奨しており、年に1回2～4週間程度の休暇が取得できるようになっていた。」との結果が示されています。週休3日10時間制の取組をしている法人もあり、メリハリをつけて働くことができます。
・ 出典：日本介護福祉士会「厚生労働省 令和5年度 社会福祉推進事業在留資格「介護」の実態把握等に関する 調査研究事業 報告書」p.27
・ 掲載先：<https://www.jaccw.or.jp/projects/kokusai>

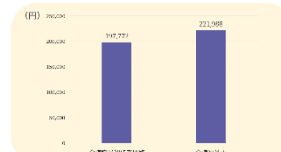
④ 賃金について

➤ 海外向け発信資料 p.30

賃金について

・日本で介護の専門知識を学び、経験を積みはた賃金をアップさせることができます。

<概算月収（令和5年度）>



出典：介護福祉士会「介護労働実態調査」令和5年度介護労働実態調査 就業実態 賃金編 資料表

- 海外向け発信資料では、サンプルとして介護職員初任者研修修了者と介護福祉士それぞれの平均月収（令和5年度）の比較データを掲載しています。
- 技能実習も特定技能も、日本人と同等の賃金であることが決まっています。ここでは、介護福祉士に合格すると賃金が上がることを示しています。

【主な送出国の現地通貨への換算】

※2025年3月16日時点のレート換算。小数点以下四捨五入。

…各国の月額基本給と、日本における技能実習・特定技能・介護福祉士の月収の比較

	日本	フィリピン	カンボジア	インドネシア	タイ	ミャンマー	インド	スリランカ	バングラデシュ	ベトナム
通貨単位	円	ペソ	リエル	ルピア	バーツ	チャット	ルピー	スリランカルピー	タカ	ドン
1円当たりレート	1円	0.3877ペソ	26.88782リエル	110.97ルピア	0.2280 バーツ	14.08432チャット	0.5899ルピー	1.9990スリランカルピー	0.81397タカ	171.53850ドン
各国の月額基本給	—	27,505	1,899,050	6,904,400	27,398	753,732	48,993	83,007	35,816	13,208,550
第1号技能実習	166,049	64,377	4,464,696	18,426,458	37,859	2,338,687	97,952	331,932	135,159	28,483,796
第2号技能実習	185,113	71,768	4,977,285	20,541,990	42,206	2,607,191	109,198	370,041	150,676	31,754,006
特定技能	223,531	86,663	6,010,261	24,805,235	50,965	3,148,282	131,861	446,838	181,948	38,344,172
介護福祉士	240,454	93,224	6,465,284	26,683,180	54,824	3,386,631	141,844	480,668	195,722	41,247,118

(出典先情報 1 : 各国における非製造業・スタッフの月額基本給平均給与額)

- 出典：日本貿易振興機構（ジェトロ）「アジアの労務コスト比較、意外に大きい賃金水準の地域差 中央値と分布でみる賃金・給与のマイクロデータ」の「図 3：非製造業・スタッフの月額基本給」より各国の中央値を参照して作成。
※掲載したのは、今後日本の自治体が海外向け発信資料を活用して説明することが見込まれる主要な送出国。（2024 年 3 月時点で特定技能「介護技能評価試験」「介護日本語評価試験」を実施している海外 12 か国のうち、月給基本額を把握できた 9 か国（フィリピン・カンボジア・インドネシア・タイ・ミャンマー・インド・スリランカ・バングラデシュ・ベトナム））。
- 掲載先：<https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/2020/cbdf0cefc691ae25.html>

(出典先情報 2 : 第 1 号技能実習・第 2 号技能実習・特定技能の月平均支給額)

- 出典：法務省出入国在留管理庁 技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議（第 1 回）資料 3「技能実習生に対する賃金の支払状況」の「医療、福祉」の月平均支給額「特定技能外国人に対する賃金の支払状況」の「介護」の月平均支給額
- 掲載先：https://www.moj.go.jp/isa/policies/conference/03_00034.html

(出典先情報 3 : 介護福祉士の平均税込み月収)

- 出典：介護労働安定センター「令和 5 年度介護労働実態調査」の「介護労働者の就業実態と就業意識調査 結果報告書」：資料編 統計表「表 18-3-3 通常月の税込み月収（月給の者）」
※調査対象期日は原則として 2023 年 10 月 1 日現在
- 掲載先：<https://www.kaigo-center.or.jp/report/jittai/>

<記載例>

- 賃金は関心が高い項目ですが、地域によって差があり、全国の平均データを利用できる場合とそうでない場合あると考えられます。海外向けの発信資料では、介護業界の賃金例を示していますが、入職後のギャップをなくすために、地域の状況を踏まえた参考例を示すと良いです。

工夫例：自治体内の介護施設の平均的な賃金例
① 収入（基本給、資格手当、残業代等）

… 介護職は残業の有無で収入が大きく異なるため、残業代がわかる記載が望ましいと考えられます。

② 支出（家賃、水道光熱費、社会保険料等）

③ 仕送り状況

… 自治体や介護施設によっては、家賃補助、社宅を利用することで水道光熱費を請求しない等、様々な支援を行っている場合があります。交通に不便な地域であっても、施設が送迎を代行しているという話もよく聞かれます。賃金の見せ方を工夫して、生活費を抑えながら母国に十分な仕送りができる点をアピールするとよいです。

● 仕送りに関する補足事項

- 円安の影響や、国によっては海外で働く労働者に対して所得税の納付を求める場合があります。そのため、国や個人によって送金計画を立てる必要がありますので、注意してください。
- 参考（ミャンマー）：<https://www.obda.or.jp/wp-content/uploads/2024/01/myanmar-report-20231228.pdf>
 - ・ ミャンマー軍政は 2023 年連邦法改正に伴い、2023 年 10 月 1 日から海外で就労する国民に外貨での所得税納付を義務付けています。帰国やパスポート更新時には所得税の納税が必要とあります。

⑤ Japan Care Worker Guide について

➤ 海外向け発信資料 p.31



- 海外向け発信資料では、日本の介護の仕事について海外向けに発信している web サイトとして、「Japan Care Worker Guide」を紹介しています。
- 自治体における「Japan Care Worker Guide」の活用方法
 - 日本の介護現場で活躍する外国人のインタビュー記事が掲載されています。インタビューを受けた外国人の出身国も掲載されているため、海外向けには説明を行いたい国の事例をピックアップして案内すると良いでしょう。（資料右下：A 国の人材へのインタビュー記事）
 - また、「介護について学べるおすすめ YouTube チャンネル」や「高齢者の方との会話でよく使う、日本語フレーズ」など日本の介護も紹介されています。
 - ・ 掲載先：<https://japancwg.com/>

＜参考情報＞

- その他、日本の介護について発信しているコンテンツ
 - 動画「Grow, Glow, Together in Japan - Nursing Care」
 - ・ 外務省では、外国人向けに日本の介護職を紹介する動画を配信しています。アナウンスは英語で、18 言語の字幕表示が可能です。
 - ・ 動画 URL：<https://www.youtube.com/watch?v=xGXKrDb4DPU>

(5)「生活環境とサポート体制」自治体向け説明

① 国によるサポート

➤ 海外向け発信資料 p.34



- 海外向け発信資料では、日本語能力の向上、介護現場で必要とされるスキルの習得をサポートする、無料 web サイト「にほんごをまなぼう」を紹介しています。推奨されている動作環境内であれば海外からもアクセスでき、入国前の学習コンテンツとしても活用可能ですので、現地にいる外国人の方にもご紹介いただけます。
 - ・ 掲載先：<https://aft.kaigo-nihongo.jp/rpv/>
- その他、各自治体向けに国は様々な財政支援制度を用意しています。具体的な事業メニューや各自治体での活用状況は、本資料 p.42「[②自治体への財政支援](#)」をご確認ください。

② 自治体によるサポート

➤ 海外向け発信資料 p.35



- 海外向け発信資料では、自治体による主なサポートを掲載しています。
- 海外との繋がりを作る際に、相手国によってはまず自治体同士で協定の締結等により取り決めるを行うことが望ましい場合もあります。外国人材の受入れは、行政・民間様々な主体が連携して実現し得るものですが、その取り掛かりとしての海外の国・都市との関係づくりを自治体が主導することも多くあります。

そのため、これから海外現地との関係づくりを検討している自治体は、改めて自治体と関係機関それぞれの役割を整理することも大切です。

国では、外国人材の獲得・確保・育成・定着に向けて、各自治体向けに様々な財政支援を用意しています。詳細は、本資料 p.41「[②自治体への財政支援](#)」をご確認ください。

③ XXX 自治体によるサポート

➤ 海外向け発信資料 p.37	XXX（自治体）によるサポート
------------------------	------------------------

- 各自治体の実態に合わせてスライドは適宜修正してください。

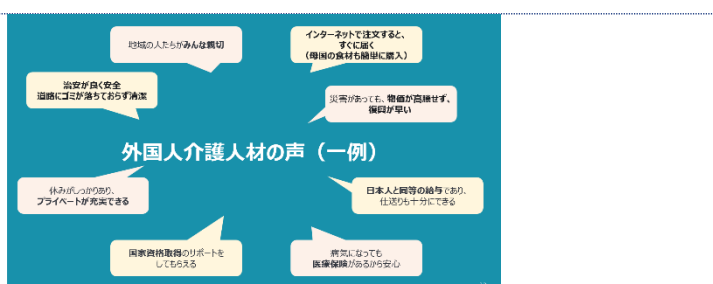
<記載例>

- 以下の内容（例）は自治体の紹介としてぜひ盛り込んでください。

XXX（自治体）によるサポート【記載内容（例）】

- ・ 自治体内に設置されている、外国介護人材の受入れ・定着を支援するセンターや機関の紹介
- ・ 学習経費や居住費の補助

④ 外国人介護人材の声

➤ 海外向け発信資料 p.38	
------------------------	---

- 海外向け発信資料では、外国人介護人材から寄せられる声の一例を掲載しています。自治体の実態に即して、外国人がサポートを受けられる点を追加する、減らす等してください。

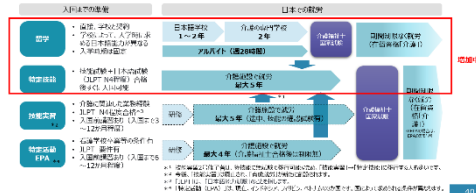
(6)「受入れプロセスと条件」自治体向け説明

① 受入れの仕組み

➤ 海外向け発信資料 p.40

受入れの仕組み

- ・ どの在留資格でもすでに介護現場で就労することができます。
- ・ 介護福祉士国家試験に合格した場合は、滞在期間に制限がなくなります。また、家族も帯同することができます。



- 海外向け発信資料では、各制度の受入れの仕組みを掲載しています。

<参考情報>

- 各在留資格の概要
 - ・ 厚生労働省「外国人介護人材の受入れについて」
 - ・ 掲載先：https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_28131.html
- 特定技能の在留資格を取得するに当たり試験が免除になる者
 - ・ 介護職種の第2号技能実習を良好に修了した者
 - ・ 介護福祉士養成施設を修了した者
 - ・ EPA 介護福祉士候補者としての在留期間満了（4年間）の者
- ・ 出典：厚生労働省「介護分野における特定技能外国人の受入れについて」
- ・ 掲載先：https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_000117702.html#link1

＜説明にあたってのポイント＞

- 制度の説明も大切ですが、「日本側としてどのような人材を求めているか」を入職後のミスマッチが生じないように、しっかりと伝えていきましょう。

日本側として求める人材【説明例】(*)

- ・ ホスピタリティマインドのある人・利用者視点で考えられる人
…介護保険制度の理念「尊厳の保持」と「自立支援」を理解し、利用者視点での介護サービスを提供すること（利用者をよく観察して一人一人に応じた支援を提供すること）が求められます。
- ・ 人とコミュニケーションを取ることが好きな人、得意な人
…あらゆる介護の前提として、利用者と双方向でコミュニケーションを取り、利用者の意思や求めていることを適切に汲み取る力が必要です。介護職には、言語・非言語両面でのコミュニケーション力が求められます。
- ・ チームの一員として主体的に行動できる人
…介護職は医療職や看護職といった他職種と連携することがあります。チームワークを大切にしながらも、介護の視点ではっきりと意見を言えることが求められます。

(*)有識者から出た意見を基に作成

➤ 海外向け発信資料 p.41

自治体（XXX）独自のプログラム

41

- 各自治体の実態に合わせてスライドは適宜修正してください
- 記載にあたっては、本資料 p.39～「2 参考情報編」の「[各自治体の取組紹介](#)」の内容も参考にしてください

2. 参考資料編

（１）日本の自治体と海外の自治体との覚書の締結一覧

① 締結状況

- 海外との覚書や合意（MOU,LOI）の締結状況について、国内の自治体にアンケートを実施したところ、現在有効な覚書・合意を締結している 16 自治体のうち 13 自治体は都道府県であり、市区町村での実施は 3 自治体との結果でした。
- 本事業でアンケート全体の結果については、以下のページからご覧ください。
 - ・ 掲載先：（後日公表予定）
- 海外との覚書や合意で使用される語句説明
 - ・ MOU（Memorandum of understanding）直訳すると、「基本合意書」
 - ・ LOI（Letter of Intent）直訳すると、「意向表明書」

② 取り組んでいる自治体一覧

- 現在有効な覚書・合意を締結しており、かつ覚書・合意を公表している自治体ホームページのリンク先の一覧です。
- 最新の情報を確認したい場合は、各自治体のホームページ等をご確認ください。

<都道府県>

都道府県名	締結先（国名）	締結内容	掲載先 URL
三重県	インドネシア	介護・看護分野の外国人材の受入れ促進等	三重県：インドネシア保健省と「介護・看護分野の人材育成に関する覚書」を締結します
長崎県	ベトナム	ベトナムの技能実習生が県内介護事業所で就業することを推進	長崎県福祉保健部とベトナムの大学との介護分野における人材交流 長崎県
愛媛県	中国	福祉・介護分野の人材育成、交流等	保健福祉部と中華人民共和国陝西省民政庁が福祉・介護分野における覚書を締結しました - 愛媛県庁公式ホームページ

<市町村>

市町村名	締結先（国名）	締結内容	掲載先 URL
千葉県 木更津市	ベトナム	観光交流・経済交流・介護人材等の受入れ	ベトナム社会主義共和国 ダナン市／木更津市

(2) 各自治体の取組紹介

海外との連携を進める自治体の具体的な事例をご紹介します。

① 千葉県

● 千葉県留学生受入プログラム開始の経緯
2019 年 3 月に県がベトナムと覚書を締結し、同時にハノイ市内の日本語学校 5 校と介護を学ぶ留学生を支援する「千葉県留学生受入プログラム」の実施にかかる事業協定を締結
● プログラムの概要
①マッチング支援 県とマッチング機関が、ベトナムの日本語学校から施設の就労までをつないでいく。
②学費及び居住費の支援 ベトナム日本語学校及び県内日本語学校、介護福祉士養成施設に在籍する留学生の学費と居住費に対して、県内の介護施設等が助成を行い、県はその 1 / 2 を補助する。
● 千葉県外国人介護人材支援センター
外国人介護職員や、介護分野への就職を目指す留学生、外国人を受け入れる施設等からの相談に対応 千葉県社会福祉協議会に委託し運営
● 課題
・地理的な要因（日本語学校及び介護福祉士養成施設の立地）により受入施設が限定される。 ・参加する受入施設の固定化。 ・経過措置の終了により長期的な就労ができなくなる可能性がある。

② 滋賀県

● 外国介護人材確保に取り組みはじめたきっかけ
「どこの監理団体が良いのか分からない」・「受入れにかかる費用面が課題になっている」といった事業者の声 がきっかけ。 2019 年度に、関係団体等からなる「外国人介護人材参入促進検討部会」を設置し、 2020 年 4 月に、事業者団体と県の共同事業として、「滋賀県国際介護・福祉人材センター」を創設。
● 海外現地とのつながり
1983 年 3 月に、滋賀県と中国・湖南省は各国を代表する「湖」を持つ県・省として、友好協定を締結。 これをきっかけとし、まずは中国からの受入れを中心に、事業を開始。 また、センター立ち上げ以降は、海外送り出し機関等の有益な情報が業界内外から、センターへ寄せられる ようになり、受入れ国をフィリピン、ネパール、インドネシア、タイ、ミャンマー等へ徐々に拡大。
● 滋賀県国際介護・福祉人材センター
特定技能、留学、技能実習を通じて外国人介護人材の受け入れを希望する事業所に対する相談支援や 総合的なマッチング支援を実施。
● 課題
・「海外現地には、“滋賀県”で働く魅力が伝わらない…」 ➡翻訳テロップを付けた PR 動画を作成し、海外現地で放映。

- ・「海外の方には、“介護”という考え方がピンとこないみたい…」
 - ➡センター職員自らが、海外現地にある日本語学校や大学等で、日本の介護にかかる講義を実施。
- ・「今後の展望として、介護福祉士試験に合格し、自己実現してもらいたい！」
 - ➡入国後の年数に応じた階層別の研修制度を構築している。
 - 一方で、介護福祉士試験の合格を目指す外国人介護人材が大勢いるため、介護福祉士試験対策講座を含むフォローアップ体制のさらなる強化に努める。

③ 岩手県宮古市

● 海外現地とのつながり
全国的に自治体が海外との連携や協定を結ぶ流れの中、宮古市でも介護分野に限らず外国人材の確保を強化する意向があった。海外とのつながりを築くために、インドネシアに日本語学校を立ち上げたコーディネーターにマナド市を紹介してもらい、2023年に現地訪問したことがつながりのきっかけとなった。
● 意向表明書（LOI）締結の経緯
2023年の現地訪問時、マナド市長から協定締結の提案を受け、一度持ち帰ることとなった。2回目の現地訪問では、改めてマナド市の副市長から再度提案を受け、2024年8月に人材の雇用に関する意向表明書（LOI）を締結した。マナド市を訪問した際、若者たちが働き先を見つけるのに困っており、「日本で働かせてほしい」といった声が多く聞かれた。
● 意向表明書（LOI）の内容
協定は、介護や特定の分野に限定せず、広く人材に関する内容となっている。マナド市も、分野を問わず若者が活躍できる場があれば良いという意向を示していた。
● 外国人介護人材に関する取組
・介護人材の確保研究会 ・相談窓口・日本語教室

その他、以下の報告書にも自治体の取組事例が掲載されています。

- 令和6年度「全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料」社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室資料（p.112以降）
滋賀県、兵庫県、静岡県、広島県、福井県
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_53678.html
- 令和6年度「海外現地と自治体等の連携による外国人介護人材確保策に係る調査研究事業」報告書
掲載先：（後日公表予定）
- 令和5年度「海外における外国人介護人材獲得に関する調査研究事業」
兵庫県神戸市、北海道東川町
掲載先：https://www.nttdata-strategy.com/roken/report/index.html#r05_94

（３）海外現地との連携を目指す自治体向けの参考情報

① 海外との関係づくりに向けて参考となる情報

- 各国の日本大使館との協力
各国の日本大使館には厚生労働省の職員が派遣されていることもありますので、ご相談することが可能です。詳しくは、各国の日本大使館にお問合せください。
- CLAIR（一般財団法人自治体国際化協会）
ホームページから、姉妹都市の締結状況、海外との国際交流事業の状況、締結したい自治体の検索が可能です。
 - ・ 掲載先：<https://www.clair.or.jp/j/exchange/index.html>
- JICWELS（公益社団法人国際厚生事業団）
介護分野における特定技能協議会の事務局業務を行っています。
（EPA（経済連携協定）に基づく、外国人看護師・介護福祉士候補者等の受入れ及び支援事業も行っています。）
 - ・ 掲載先：<https://jicwels.or.jp/>

② 自治体への財政支援

- 厚生労働省では、外国人材の獲得・確保・育成・定着に向けて、各自治体向けに様々な財政支援制度を用意しています
※本資料では、令和６年度実施内容の概要のみ記載しておりますため、補助金活用の要件詳細や最新情報については、厚生労働省 HP 等をご覧ください。
（参考）厚生労働省「令和６年度 全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料」では、令和６年度補正予算及び令和７年度当初予算案について掲載されています。
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_53678.html

なお、特に断りがない場合、各補助金の補足説明については、厚生労働省 HP 掲載「外国人介護人材の業務の在り方に関する検討会」第２回（２０２３年１０月４日開催）資料２より引用しています。

<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/001152560.pdf>

（介護福祉士修学資金等貸付事業）

介護福祉士養成施設に通う学生に対して修学資金の貸付を実施。５年間、福祉・介護の仕事に継続して従事した者には借り受けた修学資金等の返済を全額免除。

（外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業）

受入施設が行う就労中の介護福祉士候補者の日本語学習や介護分野の専門的知識の学習、学習環境の整備、また、喀痰吸引等研修の受講費用、研修を担当する者の活動に要する費用等を補助。

（外国人留学生への奨学金の給付等に係る支援事業）

留学生に対して奨学金の給付等の支援を行う介護施設等に対し、当該支援に係る経費を助成

（外国人介護人材研修支援事業）

介護施設等で就労する外国人介護人材の介護技能を向上するため、集合研修や研修講師の養成、外国人の技術指導等を行う職員を対象にした研修等を実施。

（外国人介護人材受入施設等環境整備事業）

日本人職員・外国人介護職員・利用者等の相互間のコミュニケーション支援、外国人介護人材の資格取得支援や生活支援の体制強化、介護福祉士養成施設における留学生への教育・指導の質の向上に資する取組等に対する費用を助成。

（外国人留学生及び1号特定技能外国人のマッチング支援事業）

送出国における特定技能就労希望者等に関する情報収集、海外での合同説明会の開催等のマッチング支援等に係る経費を助成。

（外国人介護人材受入促進事業）

外国人介護人材が介護現場で円滑に就労・定着できるよう、受入事業所等に対して、外国人介護人材の活躍に資するツール等を導入し、それが有効活用されるように環境を整備すること等を支援、及び外国人介護人材の確保のため、海外現地の学校との連携を強化するなど、現地での人材確保に資する取組を行う事業所等に対して支援を実施。

https://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/yosan/23hosei/dl/23hosei_20231110_01.pdf

おわりに

（１）海外向け対外発信資料で使⽤した図・イラストの素材の引⽤元

海外向け対外発信資料では、Adobe Stock の素材を使⽤しています。